

地域啓発の推進組織に関する要綱

(昭和63年2月5日決定)

改正 平成2年4月, 平成4年4月, 平成7年4月, 平成9年4月, 平成10年4月, 平成10年6月,
平成11年4月, 平成14年4月, 平成16年4月, 平成21年4月, 平成24年4月

(目的)

第1条 この要綱は, 人権文化の構築を目指して, 人権擁護思想の普及高揚を図るため, 市民を対象とした研修会, 講演会, 学習会, 討論会, 懇談会, 座談会等(以下「研修会等」という。)による市民啓発活動を積極的に推進するため, 各区において実施する研修会等による啓発(以下「地域啓発」という。)の推進組織に関する事項を定めることを目的とする。

(地域啓発の推進)

第2条 各区の本市行政機関等(以下「行政機関等」という。)は, 人権文化推進会議と常に連携を保ち, 相互に協調して効果的な地域啓発の推進に努めるものとする。

(推進協議会)

第3条 前条の推進を図るため, 行政区ごとに地域啓発推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の構成及び運営)

第4条 協議会は, 次に掲げる行政機関等の長又は長が指名する者をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる行政機関等
 - (2) その他協議会が必要と認める者
- 2 協議会の議長は, 地域力推進室長が当たり, 議長に事故あるときは, あらかじめ議長が指名する者が, その職務を代行する。
- 3 議長は, 協議会を統括し, 円滑な運営に努めるものとする。
- 4 協議会の事務局は, 区役所地域力推進室に置く。

(協議会の役割)

第5条 協議会は, 行政機関等の連携を図り, 地域啓発を効果的に実施するための取組について協議調整を行い, その推進に努めるものとする。

(行政機関等の役割)

第6条 行政機関等は, 関係する各種団体等に対し, あらゆる機会を通して啓発を実施し, それぞれが自主的な取組ができるよう働きかけるものとする。

- 2 行政機関等は, 地域啓発を効果的に実施するため, 協議会の申合せに基づき相互に協力し, 必要に応じ共同して取り組むものとする。

(局等の指導)

第7条 行政機関等を統括する局は、地域啓発が積極的に推進し得るよう努めるものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の協議を経て議長がこれを定める。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

局 等	行 政 機 関 等	備 考
区	区役所・同支所	
産業観光局	農業振興センター	
環境政策局	まち美化事務所	
建設局	土木事務所	
消防局	消防署	
上下水道局	営業所，下水道管路管理センター・同支所	
教育委員会事務局	図書館	